

●香川県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年8月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
平成26年5月17日	デイサービスセンターネムの木 丸亀市川西町南258番地1	社会福祉法人光志福祉会 丸亀市川西町南258番地1	通所介護 介護予防通所介護
平成26年7月29日	はまひるがお土庄 小豆郡土庄町甲1354番地1	特定非営利活動法人三都の浜 小豆郡小豆島町蒲野1821番地	複合型サービス